

令和2年度第2回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和2年度第2回仁淀川町農業委員会定例総会を令和2年7月30日仁淀川町役場3階会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 13名

欠席委員 1名

農地利用最適化委員 6名

欠席委員 1名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第2号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

その他

開会

午前9時30分

事務局(片岡) 令和2年度第2回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は13名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員(8番 ●●委員 9番 ●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第2号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第3号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、土佐市●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、下名野川字●● ●●番 面積261㎡

地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

7月14日事務局の●●と現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

会長

受付第4号・第5号は借人、譲受人が同一人物であり且つ下限面積の条件に係りますので、議案を一括上程してもよろしいか。

異議がありませんので、議案を一括上程致します。

○受付第4号（使用貸借による権利）

[事務局 ●●説明]

貸人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●

借人は、仁淀川町●● ●●番地●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、竹ノ谷字●● ●●番● 面積 530 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

使用貸借期間は3年間となっています。

○受付第5号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、兵庫県神戸市●● ●番● ●●号の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、竹ノ谷字●● ●●番● 面積 212 m²

竹ノ谷字●● ●●番● 面積 231 m²

合計面積 443 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

●●委員欠席のため、事務局●●が代読。

7月17日事務局の●●と譲受人●●さんと現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この使用貸借と所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第6号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、森字●● ●●番● 面積 98 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

7月16日事務局の●●と譲受人の●●さん現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第7号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●
譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●兼農業
土地の所在は、用居字●● ●●番● 面積 25 m²
用居字●● ●●番● 面積 97 m²
合計面積 122 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7月22日事務局の●●と譲受人の●●さんの母と現地確認を行いました。
権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないこと
を確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達している
ことを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 権利取得者が県外

○受付第7号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番●●の●●さん、●●歳、●●
譲受人は、吾川郡いの町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●兼農業
土地の所在は、川渡字●● ●●番 面積 170 m²
川渡字●● ●●番 面積 68 m²
川渡字●● ●●番 面積 141 m²
川渡字●● ●●番● 面積 98 m²
川渡字●● ●●番 面積 63 m²
川渡字●● ●●番 面積 45 m²

川渡字●● ●●番	面積 255 m ²
川渡字●● ●●番●	面積 228 m ²
川渡字●● ●●番●	面積 161 m ²
川渡字●● ●●番●	面積 316 m ²
川渡字●● ●●番●	面積 297 m ²
川渡字●● ●●番●	面積 168 m ²
川渡字●● ●●番●	面積 133 m ²

合計面積 2,143 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

7月16日事務局の●●さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

その他

農業委員会研修会の出欠の
荒廃農地調査の依頼

以上で令和2年度第2回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員●●

署名委員●●